

○ お知らせ ごみの出し方が変わります (4炉在)

現在、奈良市のごみを焼却処理している、奈良市環境清美工場では大規模改修を行っております。

この改修工事に伴い、令和8年6月～11月の間、すべての焼却炉を停止する計画をしており、焼却処理ができなくなることから、他市の工場にごみ処理をお願いすることとなります。

そこで、これを契機に家庭から出るごみの焼却量を減らすために、これまで焼却処理していたもののうち、資源化できるものを分別回収することと併せて、収集体制の変更を行います。

この分別ルールと収集体制は、工場の稼働再開後も、持続可能な環境づくりのため、本市において、「新しいごみ出しの習慣」として定着させていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、収集体制の変更につきましては、以下の「具体的な取り組み」をご確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

(処理量見込)

奈良市で1年間に処理する可燃ごみの量:約70,000トン

全炉停止期間中(令和8年6月～11月)の処理予定量:約36,000トン

具体的な取り組み

- ① 草木類の分別収集を実施(担当:収集課 TEL:0742-71-3012) 馬込清掃従来通り
草・落ち葉(燃やせるごみ)、せん定枝木(大型ごみ)は他の燃やせるごみと分別し、「草木類」の分類として、4週間に1回水曜日に収集する。 草木が混ざると置いて行かれる
収集した草木類は燃やさず、資源としてリサイクルを行う。
- ② 燃やせないごみの収集回数の減(担当:収集課 TEL:0742-71-3012)
現在、2週間に1回ある燃やせないごみは、4週間に1回水曜日に収集する。
- ③ 大型ごみ申込み回数の減(担当:まち美化推進課 TEL:0742-71-3220)
6月申込みより、大型ごみ収集を年6回から年2回に減らす。
1回の申込みで受付ける品物点数を6点から4点に減らす。
- ④ 工場への持込回数・時間の減(担当:環境清美工場 TEL:0742-71-3000)
大規模改修工事・区域外処理の準備のため、工場への持込できる回数を年12回から6回に減らし、持込できる時間帯も短縮します。
その間「燃やせるごみ」の持込みはできません(草木類と燃やせないごみの持込みは可能です)。

上記に関する「お知らせ」と「ごみカレンダーの変更版」を、しみんだより5月号に折り込み、配布する予定です。 掲載 + 折込み